

## 第8回 本人確認情報保護審議会 議事録(2003.7.26)

### 出席委員

不破会長、櫻井委員、佐藤委員、清水委員、中澤委員、吉田委員

### 県出席者

田中知事、宮尾総務部長、田山企画局長、西泉市町村課長、岡部住基ネット対応チームリーダー、久保田文書学事課長、松林情報政策課長 ほか

### 事務局：

定刻となりました。出席委員が定足数を満たしておりますので、ただ今から第8回長野県本人確認情報保護審議会を開催いたします。本日は田中知事が所用のため5時40分過ぎからの出席となりますので、早速、審議事項に入らせていただきたいと思います。それでは、不破会長に進行をよろしく願います。

### 不破会長：

はい。本日は大変お忙しいところをありがとうございました。それでは、審議事項に入らせていただきます。本日は午後7時ごろの終了を目途といたしておりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、最初にお断りをさせていただきますが、審議事項(2)その他の報告事項で、(財)地方自治情報センターに照会をしておりますが、一部の回答が返ってきております。その中では、住基法に規定された秘密保持義務を負うべき情報が含まれておりますので、この点に限って非公開で行うことといたします。何を聞いたのかについてはご説明させていただきますが、返答がどうだったかについては非公開ということで、ご了承をお願いいたします。

それでは、審議事項(1)「第1次報告に関する説明会の開催状況等」について、事務局から報告をお願いします。

### 岡部住基ネット対応チームリーダー：

住基ネット対応チームリーダーの岡部英則です。よろしくお願いいたします。それでは、「第1次報告に関する説明会の開催状況等」についてご説明申し上げます。資料1をご覧くださいと思います。

1の「県民及び市町村等に対する審議会委員による説明会」ですが、合計8回開催をいたしまして、参加いただいた人数が955人ということであります。参考としまして、6月11日に阿智村中央公民館で開催しました学習会には200人の参加をいただいております。

### 不破会長：

たいへん多くの市町村担当者の方も来ていただいたということですね。

### 岡部住基ネット対応チームリーダー：

長野、松本については、市町村の職員の方も多く入っておりまして、上伊那はほとんど担当者の方だったと思います。

続いて(2)ですが、8会場で300件を超える質問・意見をいただいております。内容については3ページをご覧いただきたいと思いますが、1番としまして「審議会が住基ネットの問題に一石を投じたという点では一定の評価はできます。しかし、8月25日を目前にしたこの時期に、はっきりと言って困惑をしている」というようなご意見。それと3番としまして、「住基ネットが必要かどうかの本質的問題を避けて通れないのではないのでしょうか」というような意見をお寄せをいただいております。これは全般的な意見ということで、そこへ掲載をさせていただいております。

続いて4ページですけれども、番号の35からですけども、セキュリティというものに関しましては、「セキュリティレベルの低い市町村に対し、第三者が強制的にインターネットや住基ネットから切り離す命令はできないのか」とか、「セキュリティに自信のない市町村は自分から接続しないと選択できないのか」というようなところが質問として出されてきております。

その他としまして、5ページの48番からまとめさせていただいておりますが、例えば49番でいきますと、「何で住基ネットが必要なのか分からない。個人が脱退するにはどうすればいいのか」というような質問が出されております。大まかにまとめさせていただいたのが65ということで、これに対しまして委員さん、個々に回答をお書きをいただきまして、早急にご回答いただきましたものについては県のホームページに順次掲載をするということで作業を進めさせていただいております。

不破会長：

これにつきましては各委員にいろいろとお願いをしております、今まとめております。現在質問に対する回答は阿智村も含めて、下諏訪、佐久、木曾、上伊那、下伊那のところまではすべての質問に各委員さんをお願いをして回答がほぼ出そろっております。これはこの数日以内に県のホームページのほうで掲載のほうをよろしく願いいたします。

岡部住基ネット対応チームリーダー：

はい、わかりました。よろしく願いいたします。

続きまして、2としまして、市長会・町村会の対応ということでございます。6月3日(火)、不破会長さんから第1次報告につきまして町村会の評議員会へご説明をいただいております。続きまして6月4日、長野県市長会が住民基本台帳ネットワーク本格稼働に向けた緊急要望ということで、知事に要望書を提出をしております。続きまして6月18日、長野県町村会が住民基本台帳ネットワークシステムの円滑な実施についての要望書ということを知事に提出をしているという状況であります。

続いて、7月定例県議会でだいたひ質問が出されております。それにつきましては答弁要旨ということで別紙に、7ページをご覧いただきたいと思いますが、一応項目別に分けさせていただいております。7ページの一番上ですけども、「県の離脱」についてと。「審議会報告に対し総務省は『住基ネットからの離脱は違法』としているが知事の見解はどうか」ということ。続きまして、「県の離脱は違法と思うがどうだ」というような同じような質問、以下続いております。

次に8ページをご覧いただきたいと思いますが、「住基のメリット」ということですが、「住基ネットのメリットへの見解はどうか」ということで質問が出されております。次が「参加の選択制」ということで、「県はシステム参加に対し、市町村及び県に『個人選択制』を働き掛けるべきではいか」というような質問も出されてきております。続きまして9ページの「市町村への対応」ということで、「知事は第1次稼働に向け市町村を指導し、市町村は第2次稼働に向け準備を進めてきた」と。知事に対し、

「知事には経過、今後の対応について説明責任があると思うがどうだ」というような質問が出されております。続きまして10ページ。「審議会の委員・あり方・任務」というところでございますが、「審議会は人選が偏っているのではないか」と。「審議会のあり方についての意見はどうだ」というようなことが出されております。その続きが10ページの下の方ですけども、「対応チーム・説明会・討論会」と。私の担当しております「住基ネット担当チームの任務は何なんだ」というようなことが質問として出されております。最後11ページとしまして、「その他」。「今後の進め方を議会に協議するのか」というようなところが質問として出されております。

全体としましては、2ページのほうへ戻っていただきたいんですけども、8人の議員さんから「総務省が住基ネットからの離脱は違法としていることへの知事の見解」とか、先ほど申し上げましたけども、「県の結論はいつ出すのか」と。「県の離脱は市町村自治の侵害にならないか」などの見解を求める質問や、住基ネットのメリット、個人選択制、審議会の任務、L G W A N (エルジーワン：総合行政ネットワーク)や電子自治体との関連でということで8人の委員さんからご覧をいただきましたような質問が出されております。その他につきましては7月18日、議会の最終日ですけれども、長野県市長会から提出されました「住民基本台帳ネットワーク本格稼働に向けた陳情書」というものが本会議で採択をされております。定例会等に関しましては以上です。

不破会長：

はい。お手元の資料で、こちらの資料がございますけども、これが住民への説明会、各地で行われました説明会で使いました資料でございます。何回か開かせていただきましたので、その都度少しずつ変わってきておりますけども、最終的に、これは長野以降はずっとこの説明資料で説明をさせていただけるもので、最初のものから比べますと報告書を出した後の動きというもので少し説明が付け加わっているものでございます。

説明をしてきましたことは、報告書についてずっと説明をして、7ページのところにあります報告書提出後の動きとしては、総務省からは法律面で違法であるというコメントと、それからインターネットと接続してもファイアウォールがあるから大丈夫だよというコメントが出ていますということ。それについて私どもとしての考えを、その後説明をさせていただいております。8ページに移りまして、県の離脱が違法かどうかということにつきましては、総務省さんご自身が6月5日の資料の中で、「危険が現実化した場合には市町村長や都道府県知事が一時的に接続しないことがありえる」というふうに書いておられるので、本当に危険が現実化しているかどうかということが争点になりますねということ。そして本当に危険が現実化しているのか、つまりインターネットと接続していてもファイアウォールがあるから安全なのかどうかということにつきましては、9ページのところに総務大臣のご発言というものを載せさせて、これについて総務省のほうに問い合わせをしております。これについては、また後でご報告をいただければと思いますけども、4情報が公開だというふうにおっしゃっているのはどのようなことでしょうかということも含めて質問をしております。9ページの下の方には、現在のネットワークの構成を書かせていただいて、その中でファイアウォールがいくつかありますけども、ファイアウォールの番、番、番、これが市町村の中にあるファイアウォール、ファイアウォールの番、番、番が県庁の中にあるファイアウォールということですが、総務省さんがおっしゃっているファイアウォールも24時間監視していて侵入の形跡が全く見られないということをおっしゃっておられる、その検査しているファイアウォールというのをこの中で番、番、番のファイアウォールであると

ということ。これは県の情報政策課さんにもご確認をいただいて報告をさせていただいております。一方で、守らなければいけない住基のデータ、6情報の本人確認情報が入っておりますのは、この「住基データ」という印が付いている市町村内のCSと県のサーバと全国センターというところに住基データが入っている。そうしますとインターネット、今私どもが問題にしておりますインターネット側からの侵入に関していうと、ファイアウォールがあるんですけども、ファイアウォールの番と番を通過すれば住基データが見れてしまう。総務省さんが監視しているファイアウォールは、番、番は監視しておられないので、結局インターネットから住基データまでの部分は総務省さんの監視の対象外であるということをご指摘させていただいております。私どもが今回問題だと、インターネットからの接続で問題だと申しておりますのはこの部分であるということをはっきり説明をしております。その上で実験というのはこういう意味がありますよというお話をさせていただきました。また10ページの下のところ、この報告をした後、市町村長、県とこの審議会はどのようなことをしてきたかということですけども、市町村長や担当者との話し合い、住民への説明会を8回開かせていただいたということと、それから安全なネットワーク構成の検討、市町村への指導を現在行っております。つまりこの報告書の中ではこういう部分が危険ですよということを報告させていただきましたけども、その後勉強会等、検討を繰り返し行いまして、より安全なネットワークの形態というものを具体的に提案をさせていただき、そういう勉強会を今やらせていただいております。ただ、危険だよ、危険だよというだけではなく、こうすればいいんじゃないですかということまで、少し踏み込んだ動きを私どもは今やっておりますということがあります。以上が第1次報告ということでございますが、あと別紙3、別紙4についても説明いただけますか。

岡部住基ネット対応チームリーダー：

別紙3につきましてご説明を申し上げます。

不破会長：

すみません。2ページの4ですね。申し訳ありません。2ページの4の「総務省との公開討論会について」ということですね。申し訳ありません。

岡部住基ネット対応チームリーダー：

よろしいですか。すみません。

4といたしまして、今総務省と住基ネットの、片山総務大臣と知事が約束をしました公開討論会ということを開くべく協議を進めております。協議の内容につきましては完全に決まった段階で公表ということで、すべて決まっている段階ではないということですが、あらかた出ているところにつきましてご報告を申し上げます。

日時につきましては今8月5日しかないのではないかとということで、これにつきましては総務省さんのほうでも委員のほうの調整をとりまして、早急に固めていきたいということで進めております。開催地につきましては、当方は長野県ということをご要求していたんですけども、東京都内での開催という方向で今は協議を進めております。ご参加いただく委員さんとすれば4名対4名ということで、意見交換会を開催するというので、あと詳細につきまして、どのくらいの時間でやるのかということと、司会をどうするのかとか、それと具体的な場所ですね、どこで開催するのかというようなところにつきまし

て、昨日、お互いの意見を出し合いまして、それを持ち帰ってもう一度協議ということになっております。来週もう一度協議をさせていただきまして、確実にいった段階で公表ということでお互い進めていくという内容で昨日は協議を終わらせております。よろしいでしょうか。

その他につきまして、表現者への説明会の開催ということで、報道の方を含めまして、6月27日議会棟でもって委員さんのほうからご説明をいただきました。参加いただいた表現者の方は20名ということであります。

それと別紙3ということで「広報ながのけん」、長野の信濃毎日新聞とか、あと朝日、毎日という大きな新聞社にも出しておりますけれども、「情報化時代の『住基ネット』～セキュリティ問題を考える」ということで、住基ネットとは何なのかということ。その中で住基ネットのセキュリティといった場合、どのようなものが問題になっているのかと。そのようなものを問題点として受け止めて、県審議会の第1次報告はどのようなかたちでなされたのかというようなことを記載させていただきました。その後、県の審議会と総務省の意見がどのようなところで対立をしているのかということ、1、2、3という論点をまとめまして、県審議会さんの意見、総務省の意見というようなことで記載をさせていただきました。その県審議会第1次報告に対して市町村からどのような声があったのかということ、それを次に記載をさせていただきまして、最終的には国との公開討論会、また住民の方たち、市町村の意見等をまとめまして検討すれば、今後の対応を決めていきたいというようなかたちで、全体として住基ネットは何なのかということから今後の対応ということまで、今回、このようなかたちで広報を出させていただいたということになります。よろしいでしょうか。

それでは15ページの別紙4をお開きをいただきたいと思っております。住基ネットに係る全国自治体の動向というところで、福島県の矢祭町の不参加と、杉並区がどうなっているのかということから、ずっと書かせていただきまして、15年の7月15日、中野区が再接続の方針を表明ということで、自治体がどのようなかたちで動いているのかということを一覧表へまとめた表であります。ご覧をいただきたいと思っております。私のほうからの報告は以上であります。

不破会長：

はい、ありがとうございます。ただ今の報告につきましてご意見等ございましたら順次発言をお願いいたします。各委員、各地区を回っていただきまして、説明会に参加いただいたわけで、そういうことも踏まえてご意見等をいただきたいんですけども。吉田さんからよろしいでしょうか。

吉田委員：

たくさん歩かせていただきまして、いろいろなところでとても親切にさせていただいてですね、それなりに私はよかったなというふうに考えているんですけども、回を重ねるごとにですね、皆さんの認識っていうのが格段と深まっているなということは非常にうれしく思っています。中でもですね、セキュリティについてのご認識、かつその中でも安全性の考え方については、回を重ねるごとにですね、深く認識をされている。そのような中で、私等にも非常にリクエストが多いのは、じゃあ今後どうすればいいんだと。どのような安全対策をもてば実際は稼働させることができるのかというご意見ですね。これをたくさん具体的にいただくようになりました。このあたりをきちんと説明していくということが今後必要なのかなというふうに考えております。

不破会長：

はい、ありがとうございます。じゃあ中澤さん。

中澤委員：

ございません。

不破会長：

よろしいですか。じゃあ清水さん、いかがでしょうか。

清水委員：

報道では参加者が少ないということで、随分書かれてましたけども、確かに席の数を見ると4割、5割、場所によってはもう下伊那、上伊那のようにすごくたくさん集まったようなところもありますし、最後のほうも松本の近くでも大変たくさんの方が集まってくれました。何をもって多い少ないかっているのかよくわかりませんが、基本的には私はどこの地域に行っても、その自治体の関係者の方は非常によく集まってくださったし、自分のところだけの話を聞いているのではなくて、たぶんそれ以前のところでどういう話があったかというようなことも恐らく何らかの情報も得て、段々と質問のレベルが高まっているといえますが、本当によく考えてるんだなということを感じました。やっぱり自治体の担当の職員の方たちというのは、いろんな意見があるにしてもやらなければいけないというのが本人の立場としてありますから、私たちが、どういうところに問題があるから、そこはちゃんと考えたほうが良いということをごきちんと受け止めてくれてるなというのをすごく実感しました。

中澤さんとも何回も一緒に組んで話をしてですね、本当に彼が言わんとしていることが何なのかっているのをですね、すごくよく私もわかってくるようになりましたし、途中からは組み合わせで、これ「やらせ」じゃないかとかっているようなことも出るくらいにですね...

不破会長：

「中澤さんの発言は仕込みですか」と言われましたね。

清水委員：

「仕込み」です、そういうのはありましたけども、そうではなくて、やはり基本的に考えてるとこは我々は同じなんだなと。何が問題かっていることについて、やっぱり我々6人も誠実に考えてるし、集まって来た人たちもそれを考えているという、そういうような場がいくつも持てたなということで、すごくよかったと思います。私は東京や神奈川などよその地域でもこの間、自治体の職員と話をすることがあったんですが問題意識は段違いです。長野県は本当に問題意識は高まったという感じがします。ですから、私たちの問題提起についてマスコミではどこの自治体が離脱するんだとか、知事はいつ離脱を決断するんだとかって、何かゲームかなんかのような感覚で報道していますが、そういう問題ではなくて、各自治体があるいは県がきちんと責任を持って管理していけるかどうかというのが中心になるわけですね。どこの場に行っても非常にみんなまじめに考えてくれました。意味のない無駄な質問みたいなものはなく、不破さんが全部に答えるよって言われたのにはまいりましたけど、でもやっぱりそういうふうにしなければいけないと思うくらいに皆さん熱心に聞いてくださったし、こちらにもそれに応えるべ

く回を重ねるごとに、ああいう質問がくるんじゃ、次のところではこちらの発表のなかに盛り込んでしまおうと。最初は不破さんの発表は確か30分ぐらいだったのが、ついに最後のほうは1時間半ぐらいになってしまった。普通であれば、それだけの時間聞かされたらもううんざりすると思うんだけど、集まってきてる方々は本当に食い入るようにきちんと聞いてくれて、質問も本当に的確な、「そうなんだよ、まさにこういう問題なんだよ」とか、「ああ、なるほどこういう質問は出てくるな」というのが出てきて、対話というかたちはとれませんでしたけども、お互いに問題意識を共有できたっていうのは非常に成果がありました。今後もやはり我々はこういったですね、現場とそれぞれのその時々の問題についてきちんと話をしていくっていうことを取り組むべきかなと思いました。また仕事を増やしてしまったな。以上です。

不破会長：

そういう意味では、審議会の審議の仕方というものがはっきり確立できたような気も私はしたんですけどもね。やはり現場に行って現場の話を聞くっていうところが根本にあるなというふうに思いましたけども。佐藤さん、どうですか。

佐藤委員：

私もこの問題はですね、基本的に民主主義の基本的なあり方がある意味においては実践するいいテーマだろうと、前から思ってたんですけども、つまり我々が一方的に提起するだけではなくて、それを各行政の方、あるいは住民の方がそれをどうとらえるか。その中から基本的に方向性が見えてきて、最終的に行政にそれが反映されていくという、そういう本来のパターンに非常にマッチしたテーマであったというふうに思います。そういう中で、特に私最初に阿智村に行ったわけですけども、あの小さな村でですね、150人とか200人とかいう人たちが夜10時、11時まで議論に参加をしてくれたというのは非常に印象に残っております。そのほか、下諏訪もそういう意味においては参加者が多かったと。特にそういう意味で、行政の担当者だけではなくて、住民の方がそこに一緒に大勢参加していただいて一緒に議論できるという、そういう意味では非常に意味があったんだろうと思います。個人的にはですね、欲を言えばですね、我々が基本的にある一定の時間プレゼンをさせていただいた。それに対してフロアからは質問というかたちでいくつか受けたんですけども、時間の関係でしようがなかったんですけど、本当はそこでお互いにコミュニケーションができてですね、この問題はどう思うかって答えて、それまたフロアからそうじゃないよという、そこでいわゆる会場の人たちの声ですね、どういうところにポイントを置いているのかっていうのがわかってくるとですね、もう少し論点とかですね、あるいは我々がたぶんこうだろうと思ってるんだけど、実は会場の方は実は違うことを考えてるとか、それが鮮明になってきたと思うんですね。そういう意味では、我々としては今ここまで広報活動をやったわけですから、特に今日も新聞に出ておりましたが、ご意見はということで、今度これ県のファクスとかEメールとか出てるんですね。それから私は「ホットライン」というのもあるっていうふうに聞いてますけども、そういう中で我々の問題提起に対して今度は県民の方がですね、実際どうなのかっていうことを少し反応をですね、意識のある方はこうやって質問をしていただいた。それなりに参加もしていただいたんですけども、大多数の200万人の方がですね、この問題をどういうふうに考えられているのかということですね、もう少し私としては知りたいという思いがあります。そういうみんなの意見を踏まえて、最終的に長野県はどういう判断をするかというフェーズ（phase：段階）に入ると思いますの

で、一度ですね、そういう意味では住民の方の声を何か数で、数が必ずしもいいわけではないんですけども、何かとらえる機会があればもう少し的確ですね、行政判断ができるのではないかなというような気がしました。以上です。

不破会長：

はい、ありがとうございます。各地を回って、現場の担当者の方を中心に非常に熱心な方が多くて、また詳しい方も非常に多くて、そういう意味で、後でちょっと説明いただきたいんですけど、清水委員から提出いただいた資料がございます。これはある村の現場の担当者の方が書かれた資料なんですよ。では後でまた現場の方の声ということで、そちらもご紹介いただきたいと思います。

櫻井さん、いかがでしょうか。

櫻井委員：

各地を訪れましてですね、これほど熱心に話を聞いていただいて、しかも3時間、4時間にわたる長い時間で、途中で10分とか15分の休憩を取っても、全然帰らないで皆さん戻っていらっしゃるということで、私は非常にびっくりしたといいますが、大変みんなが考えていらっしゃるんだなっていうことを実感したんですね。この住基ネットということは、国民全員一人ひとりに関わることなんですけれども、これについて長野県のようにきちんと議論をした県はほかにないんですね。47都道府県の中で長野県1県のみでございます。理解が深まっていくにつれて、私たちが予想もしなかったくらい、ごく普通の市民の方から、もしくは担当者の方から非常にいい質問であるとか、それから技術的なことだけではなくて、コンピュータ時代の個人情報の取り扱いについて哲学的とも言えるようなコメントが出たりとかですね、私はこれをずっと審議会の今まで行ってきた議論と説明会でのさまざまな質問を合わせてですね、一度振り返ってみることが民主主義の一つのステップになっていくんじゃないかなという気さえしているわけですね。だから長野県で行われてきたことを何とかほかの県にも知ってほしいというふうに思っております。私たちの審議会でも、第1次報告書をほかの県の知事さんたちにも送りましょうということで送っていただいたと思うんですけども、いずれこの議論をまとめてレビュー（review：再調査）してみるということをやってみたらどうかなと思います。それは時間の関係もありましようけれども、住基ネットについての理解を確実に深めてくれると思うんですね。ここまで来たらですね、住基ネットがこれからどうなるかっていうのは、むしろ私などは本当にここまでの議論をしてここまでの理解が進んで、さまざまな情報が周知徹底された中で人間はどういう選択をするのかなと。本当に深い関心を持って長野のケースを見守りたいというふうに思ってるんです。審議会の委員の一人ですから、見守りたいというのは非常に他人行儀な言い方かもしれませんが、審議会委員であると同時に一人の人間ですから、非常にデモクラシー（democracy：民主主義）というものについて、それから21世紀の地方分権ということについてですね、これだけ出そろったときに、本当に長野県はどう判断するのかということをお自分の中でも確認をしながら見たいというふうな、そんな気持ちになっています。

不破会長：

はい、ありがとうございます。非常に深い議論が出てきたと。また担当者の方の理解も非常に深まっているという中の一つで、清水さんから提出された資料があるんだと思うんですけども、ちょっと提出の経緯等も含めて説明をいただけますか。

清水委員：

それは今ここで説明してもいいんですけど、これは議論の材料にしようかと思って出したんですが。

不破会長：

本日、今ここで議論を、この後、2は報告事項というふうになって、その中でも議論はして構わないわけですが、今お願いできますか。

清水委員：

いいですよ。実は担当職員からは私たちの審議会の活動というのはかなり注目というか、期待をされておりまして、メールでやり取りをするようになった職員という方が何人もいます。わりとそれぞれ自由に自分の問題意識を書いてきてくれるわけですが、最近では住基カードのことについて書いてくるようになりまして、法律によれば住基カードができるとういう便利になりますとういうふうになっているし、政府はそういうふうに説明するけれども、実際は現場では全然そういうふうにはならないと。そのことを住民にちゃんと説明をしないと自治体と住民の間にトラブルが起こるんじゃないかということに心配して、じゃあ、住民に誤解を与えないような説明を自治体はちゃんとしなきゃいけないねってということになり、問題整理をして作ったのがこれです。後の「皆様へ」と書いてある、これを見ればどこの自治体のものかかわかる人もいるでしょうね。これはですね、住基カードができることによって引っ越しのときの行政手続きが簡単になるという説明があるけれども、実はそうならないという説明です。今現在の手続きでも省略しようと思えば1回だけで済むわけですが、基本的には2回行くことになります。住基カードの場合には少なくとも4回は必要になります。まず現在の手続きですと、転出届が転出地の市町村、それから転入先の市町村で転入届というふうに2つの窓口で足を運ぶことになります。そして転出地と転入先では、住民異動届時に社会生活で必要となるさまざまな届け出手続き、国民健康保険、年金、医療、児童手当、介護保険、水道、ごみ、保育所、小・中学校が、これが同時にできます。これに対して2次サービスの手続き、これは8月25日から始まるわけですが、住基カードによる場合には、まず住基カードの交付申請は窓口に行く必要があります。これは本人確認をする必要がありますから行く必要があります。また住基カードの交付を受け取る時も、これも本人確認しなければいけませんから必ず窓口へ行くことになります。そのときに手数料は500円、それ以上の金額という自治体もありますし300円というところもありますが、大方のところは500円という費用が掛かります。次に付記転出届の郵送ということを行います。これは切手と封筒を買ってきて準備するということにはなりますが、そういったことが必要になります。これが転出地のほうの市町村の側にいるところで必要になることです。付記転出届の郵送というところが上に書いたところの転出届っていうところで、行かないで済むという部分がこのに当たります。転入地の市町村では付記転入があることを申し出て、つまり付記転入の手続きをしていますよということを書いて転入届をすることになります。付記転入には住基カードが必要なので市町村の窓口へは合計3回、手続きは4回は足を運ぶ必要があります、現在よりも1回増えます。これはもっとも、引っ越しの場合という場面だけを想定すればそういうことになるという意味なので、それ以外のさまざまなサービスが付いてくればまた別でしょうけども、引っ越しというところで限定すると確かに1回増えます。引っ越しの際に必要な住民異動届以外の手続き。つまりですね、便利になるというのは、住民票の異動のところは2回なのが一回になるといったことであって、それ以外のこ

とについては実は説明をしていないというところがみそです。住基カードによる手続きの省略は住民異動届以外の必要な届け出手続きが何ら考慮されていません。例えば児童手当、福祉医療受給用に所得証明書を取ることで、就学前児童がいる世帯、それから介護認定証明書、介護認定を受けている老人がいる世帯などは転出地で交付を受けてから転入地へ行く必要があります。この1、2の手続きとも申請主義で証明書を添付して申請しないと受給できない制度になっています。申請しないといつまでももらえません。すぐに申請しないと損をする。つまり間が空いてしまうこととなります。さらに上下水道の休止届、ごみの休止届、保育園、小・中学校の届けなどは必ず届けてもらわないと市町村が、また住民自身も困ることとなります。もしこれら必要な手続きをしないで付記転入する住民がいるとすれば、転入地窓口でその住民は「そんなこと前の役所で聞いてない」ということで怒り出すんじゃないかということが落ちです。

2ページ目にいきまして、それとその付記転入した人は転入地の窓口で住基カードを回収されます。住基カード交付の際によく説明しておかないと、回収の際に「えっ」というふうに驚かれて、「こんなんじゃないもう二度といらないよ」ということを言われてしまうかもしれない。せっかく2回も窓口で足を運んで500円払って作った住基カードが、たった1回の引っ越しで無効になってしまう。住基カードをほしい人は転入地で改めて作る必要があります。そこでまた500円掛かる。何のために10年もこんな期間を設けるのかよくわからんと。

それから付録ですが、郵送による付記転出届というのが今回新たに住民基本台帳法に設けられたわけですけれども、記載事項はほとんど変わらないのに、なぜ転出届ではなく付記転出届かというふうに考えると、付記転出届を郵送による場合は想定されるというふうに総務省の実施要領にあります。なぜ郵送かとなると、役場の窓口に来てしまったら普通の転出届になってしまってメリットと言えなくなってしまふということ、とにかく総務省の言うメリットを求める住民は、転出地の役所には行ってはいけないということになります。しかし現実的にはどうかとすると、ただ単に転出届をしに行くのが面倒だからわざわざ封筒と切手を購入し、郵便局またはポストへ投函してまでして付記転出する人はいるかと。既に遠くの転入先へ行ってしまった人なら利用するかもしれないが、その人はそれ以前に2回、転出地の役場へ住基カードの交付手続きに来ていることが前提となる。現実にはそんな人はいない。しかも現在の方法でも郵送による手続きはできると。というようなことでまとめてみましたが、要するに引っ越しの手続きをするときってというのは、どこからどこへ引っ越しましたよってということだけの手続きではなくて、その他もろもろの手続きがあって、それが申請を直接しなければいけないですとか、あるいは今まで住んでいたところと次の引っ越したところのサービスをつないでいくためには、きちんと役所に行って説明を受けて、ここはいついつまでやってくださいとかっていうふうなことで、その指示に従ってやることによって、引っ越したときにも間断なくサービスがつながるといようなメリットがあってですね、むしろカードだけでやってしまうと、その後からそれぞれの手続きをやらなければいけなくなるので、サービスが途中で切断されてしまうというか、かえって不便になるのではないかということが言えます。

その後につけたのはですね、どこの役所でも、幾つか項目が違うところがありますけれども、大体こんなことを引っ越しをするときにはこういう手続きがありますよということで、どこの役所でも置いてあるような中身で表と裏と、これは基礎的な自治体で、これよりももっとたくさんあるところもありますが、大体こんな内容ですね。

それからもう一つはですね、広域交付のことについていうと、基本的に考えるべきなのは夫婦共働き

でなかなか昼間取りに行けないという人なわけですけども、そういう人たちの希望というのは、広域交付ではありません。広域交付といっても自分がいるところから役所まで行かなければいけないという問題があるので、取りに行ける距離、自分が実際働いているところと役所があるところまでの交通の便とか距離とかを考えると、コンビニや何かとは違いますので、それほど利便性はないのです。むしろ夜間開けてくれるとか土・日に一定時間開けてくれるということのほうが、住民の利便性としては高いのです。

不破会長：

はい、わかりました。この点について質問ご意見等ある方おられますでしょうか。よろしいでしょうか。それではまだご意見等もあろうかと思いますが、時間の都合もございますので次の審議事項に、その他に移らせていただきます。

前回の審議会の席で事務局に調査をお願いした事項のほか、私のほうから総務省、それから情報センターのほうに確認をお願いしたことがございますので、それらについて事務局より説明をお願いいたします。

まず資料2ですか。住民基本台帳ネット、これは前回の審議会において調査をお願いした点でございますが、この資料2に基づきましてご報告をお願いいたします。

西泉市町村課長：

資料2は前回の審議会で櫻井委員、それから佐藤委員にお話をいただいた件でございます。また櫻井委員からお話をいただきました、このチェックリストによる調査の各都道府県分の内訳というお話でございますけれども、総務省に問い合わせましたところ、セキュリティ上の問題も含むことから、公表につきましては各都道府県の判断というようなお話をいただきました。これを受けまして各都道府県に照会を掛けて、この調査の各都道府県分の結果につきまして提供いただけないかというかたちでお願いをしたところでございます。しかしながら、各都道府県のほうでは結果としては提供できないということございまして、本日は長野県分だけのご報告となっております。それはちょっとまた後でお話をさせていただきます。

それから2点目の佐藤委員のご指摘でございます。このチェックリストによる調査につきまして、技術的な指導を行うということございしましたが、それが具体的にどういうものかということございまして。この資料2はそちらのほうを中心になっております。また現状でございますけれども、この2月に行いました調査について、この結果に基づきまして、それぞれの項目で1という回答につきましては2にすべく、2という回答につきましては3にすべく、最終的にはすべてが3になるようにセキュリティ強化対策の実施を依頼して、各市町村においてセキュリティ対策の強化を図っているところでございます。特に重点的に取り組む項目として重要点検7項目というものが設定されております。これは国のほうで設定している項目でございます。この重要点検7項目を特に重点に、しかしながら調査にありました145項目、最終的にはすべてを3にするということを目指してセキュリティ強化対策が図られております。この1の現状のところ平成15年2月の回答、それから平成15年6月の回答というものがございます。2月の調査が5月にまとまったわけでございますが、これを受けて、さらなる強化対策を図っていただきました。これは長野県のデータでございますけれども、回答1が12.6%だったものが6.5%、回答2が19.1%だったものが17.9%、回答3であったものが58.1%が66.4%

ということで、その改善の跡は見られるわけでございます。ただ、一番右にございますように、基本的には1はすべてなくすということを最優先に、また先ほどご説明しましたように最終的にはすべてが3になるようにセキュリティ対策強化を現在も実施中でございます。

それから2番、今後の対応でございますが、さらにこのチェックリストに基づきますセキュリティ対策の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。このため早期に市町村課及び情報政策課でサポートチームを立ち上げまして、1を解消できない市町村を中心にできる限り現地に出向きましてチェックリストに基づく技術的助言・支援を重点的に行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして2ページ以降は長野県、前回全国の調査結果ということでございましたが、その長野県部分、長野県の集計表でございます。平成15年2月の回答と6月の回答をここに記載させていただいております。ほとんどすべての項目につきまして、改善の跡は見られますが、先ほど申しましたとおり、さらにセキュリティ対策の強化・充実を図っていきたいというふうに考えております。この資料2につきましては以上でございます。

不破会長：

では資料2につきまして、調査をお願いされました櫻井委員と佐藤委員のほうからそれぞれご意見をいただきたいと思っておりますけども。

佐藤委員：

いいですか。多少改善されてるとは思うんですけども、質問なんですけど、重要7項目に関しては基本的に県内の状況としてはすべて3になってるんでしょうか。まだちょっと全部見てないんですけど。

西泉市町村課長：

はい。重要点検7項目につきましては、1はもうすべてなくなっておりますが、すべてが3になっておる状況ではございませんので、さらに対策強化を図っていきたいというふうに考えております。

佐藤委員：

総務省がわざわざこれ重点項目にしたということは、2次稼働前にここは全部3にするような、そういう意図を持ってここを重点的にリストアップしたというわけではないんですか。

西泉市町村課長：

そのように理解しておりますので、さらに対策強化を図っていくことにしております。

佐藤委員：

例えば極端に言いますと、2次稼働、8月25日までには全部3にするということを、あと残ってる時間内に県としては調査をして指導をするということになりますか。

西泉市町村課長：

はい、全力を挙げてやってまいりたいというふうに考えております。

佐藤委員：

はい。それと、じゃあそれはぜひお願いしたいんですけども、この資料の中で、例えばたまたまサンプルなんですけど、45の4で「公開サーバ等に最新のパッチを当てている」というのはですね、1とか2はないんですが、3の比率が69.7ということになりますけども、このパーセントの表示なんですけども、これは分母がどうなるんですか。これ69.7ということは120のうちの公開サーバを持っているところが全体の69.7で、そこは全部やってるといふような解釈になるんですか。本来ならここは1と2がなければ全部3になって3が100だと思んですが、それでもそういうことまでは意識せずに、3に回答した数だけの問題であって、実は1か2かしないけれども、無記入のために100になってないとか、そういうパーセントの考え方っていうのはどういうふうに解釈するんでしょうか。

西泉市町村課長：

該当のないところは回答していないものがございまして。その場合、分母は120です。あと、これはあくまでまだ現時点では各市町村の自己点検というレベルでございまして、すべて該当があるところがすべて回答してるかどうかということまでは確認できておりませんので、そういったことも含めてですね、対策を強化していきたいと考えております。

佐藤委員：

45の4の一つ上ですか、「市内LANにインターネットからアクセス可能な公開サーバを設置していない」というのは75ですから、25のところは、これはどういうことですかね。本来ならこれ100になるんですね。1とか2がないから。それとも全然どういうふうに回答していいかわかんないから回答しなかったところがあるという、そういうことですか。いずれにしてもですね、基本的にはこういう重要項目に関しては、少なくとも2次稼働までには全部3にしてもらいたいわけで、無記入のところに関してはチェックをお願いをして、そしてぜひとも3のレベルまで持って行ってもらいたいと思うんですけども、それはよろしいですかね。

西泉市町村課長：

はい。もう全力を挙げて取り組んで行く考えです。

佐藤委員：

はい、ありがとうございました。

不破会長：

全力を挙げてというのは、具体的には情報政策課さんと一緒になって何か現地を回られたりということなんでしょうか。今やっておられることは。

西泉市町村課長：

はい。内容的に市町村課だけでは手に負えない項目もございまして、市町村課及び情報政策課、一緒になって回っていきたいというふうに考えております。

不破会長：

今もう回っておられるということですか。

西泉市町村課長：

これからでございます。現時点は基本的にはこのチェックリストは自己点検で、さらに改善して報告してもらおうというスタンスになっておりますけれども、そうは申しまして、1という項目はまだ残っている現状、さらにまたそれを3にしていかなければならないという現状がありますので、個別指導を強化していきたいというふうに考えております。はい。

桜井委員：

基本的に佐藤さんがおっしゃったことでカバーできたと思うんですけども、私はこの回答1を2にして回答2を3にするという考え方が甘いのではないかというふうに感じております。回答2というのは文書で定めているということだけでございまして、回答1から2というのは文書で定めていないものを文書で定めるということですね。コンピュータネットワークでとても大事なものは文書で定めるということもさることながら、きちんと現場で技術的に整えているかどうかということですから、回答1が2になったということは、全く評価しないとは言いませんけれども、ほとんど評価するに値しないということを確認していただきたいと思うんですね。ですから担当者としては、この2の可能性、パーセンテージが増えたからといって何らそれはセキュリティに結びつくことではないということをもまずはっきりしていただきたいというふうに思います。ですから大事なことであればあるほど第2次稼働までにすべて3にするということが、やはり責任ある行政の立場の方のすることだというふうに私は存じております。

不破会長：

はい。特に私もですね、13の2で「追加的なソフト導入ができない設定である」というのが、これ非常に大事な話で、余計なソフトをどんどん入れられてしまうとどんどんセキュリティレベルは落ちてしまう。これがまだ全体の半分も満たないというのは非常に危険な状態がまだ続いているなというふうに思っております。このあたりについては、ぜひ強力で指導をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。

清水委員：

3人が指摘しなかったんで、私はそう簡単に言えないんじゃないかと思うんですが。と言うのは、コストのことについて3人ともおっしゃらなかったけれども、支援と言っても、財政的に県の方から全面的に出すっていうふうにはなってないんですね。財政的な面はどういうふうに考えてるんですか。

西泉市町村課長：

ここで言うております支援というのは財政的なものは考えておりません。ただ、1ページの今後の対応の「なお」以降でございますけれども、総務省はということで、セキュリティ対策のために必要な経費について地方財政措置を講じることとしているということにございますように、すべての内容を含む

ものではございませんけれども、一定の内容につきまして地方財政措置を講じるということになっておりますので、こういったものも活用しながらですね、強化を図っていくということかなというふうに考えております。

清水委員：

この部分というのは法律的にはどういうふうなことになるんですか。つまり、総務省側であまり出さないとこののをですね、向こうの側で判断をされてしまうと、こちらがせっかくセキュリティレベルを高めるためにこれも必要あれも必要といった場合に、そんな高いものはいらんとかですね、あっちじゃなくてこっちにしるとかっていうふうに言われてしまうとですね、せっかく自分のところで県と相談をしながらセキュリティレベルを高めようとしたものが、実は中途半端にしかできないってような問題が起こるとまずいと思うんですよね。住基カードにしたって500円にしたことについても、結構かなりの自治体ではそれに財政的な措置を総務省の方でするとは言いながらも、必ずしも信用していないところがありますね。いつそれを打ち切られるのかというようなことで不安を持っていますけれども、このセキュリティレベルを維持していくという、高めていく問題ってというのは、途中で総務省が気が変わったからやめるとかっていうふうにされると困る問題なわけで、私は法的な裏付けとかですね、それに近いような何か確実なものっていうのがないと、途中ではしご外されるようなことになりはしないかなという不安を感じるんです。非常に赤字の大きなような経営的に大変な町や村はですね、かなりお金を掛けてやったにもかかわらず、出せないよっていうことになったらですね、その後そこはどうしたらいいのかっていうような深刻な問題も起こりますよね。ですので、政治的な発言としてなのか何かわかりませんが、この地方財政措置を講ずることとしているみたいですね、こういうのは法律家から見ると、本当に当てにならないような気がするんですが、そのあたりの確実さというのはどんなふうに課の方では認識しているんでしょうか。

西泉市町村課長：

まず、この地方財政措置の内容ですけれども、特別交付税で措置するというふうに聞いております。セキュリティ対策に要する経費、総務省のほうで内容についてはいくつか指定されておりますけれども、それに掛かった実費の2分の1、限度額は500万円ということで措置するというふうに聞いております。これは特に2次稼働を控えてよりセキュリティを強化する必要があるということからの措置だというふうに聞いております。

清水委員：

これは新聞に報道されてたやつですね。報道されてましたよね、これね。

西泉市町村課長：

そのことかと思えます、はい。

清水委員：

ええ。これ文書でももらってるんですか、県のほうでは。

西泉市町村課長：

通知というかたちで来ておりますので、ご必要であればまたお配りさせていただきますので、はい。

清水委員：

はい、お願いします。それと、こういった措置というのは稼働を控えてというのがこれは予定していると思うんですけども、来年以降についてはどうなっているんですか。

西泉市町村課長：

来年以降については今のところは話は聞いておりません。

清水委員：

話はないということですね。どうなるかはわからない。来年もこのようになるとか、さらには出してもらえたらとかっていうことは、およそ言えないような状況ではあるわけですね。

西泉市町村課長：

ええ、現時点では聞いておりません、はい。

吉田委員：

今の質問に関連してなんですけれども、500万円の処置というのは、50%ってことですが、ものを1,000万円買うと500万円の交付税が出るよという理解でいいですよ、でよろしいですか。であればですね、例えば私の試算したコストというお話でいくと、最初にイニシャルの設備投資の部分は掛かるけれども、あと運営を維持していく費用というのも掛かっていくんだということになるのかと思うんですが、例えばお金のない自治体がですね、サービスを外部委託会社に提供を受けるような場合、設備投資はミニマム（minimum：最小限の）にしておいて、月々で支払うのか、例えば年間契約するのかというようなパーンレートで払っていくようなコストということにその交付税は使えるのかどうかというあたりはご認識はいかがでしょうか。

西泉市町村課長：

すいません。今ご指摘があったようなものは、ちょっと確認してみないとわかりませんが、少なくとも今現時点でもらっているものでは、そういったものは措置されないのではないかと思います。

吉田委員：

そのあたりはぜひ確認いただきたいなと思いますのは、自治体がすべてものを買わないと交付税が使えないということになると、買うというときに何を買えばいいのかとかですね、必要以外のものを買って税金を無駄に使うということの意味がないことかと思しますので、例えばサービスであるということになれば、どういう外部委託に対してのものはセキュリティ対策のために必要な経費なのかというあたりをですね、ちょっと明確にする必要があるのかなというふうに考えますので、このあたりをご確認いただけますようお願いをします。

清水委員：

つまりですね、この特別交付税っていうことになると、言ってみれば、性格的には補助金ふうになってくるわけじゃないですか。使途が定められて、これに使うのであればこれだけ出しますよっていう性質ですよ。法律的にもね。そうすると、こちらが必要とするものに対して対応しないと意味がないわけで、言ってみれば、項目がどんなふう定められるかによってそれぞれの自治体にそぐわない。ずれてしまう。結局当事者の立場からすると、自己財源もない、またその特別交付税にも対応しないということになればどうしたらいいのかっていう問題がまた残ってしまうので、その部分は具体的にどういうものについて出るのかということは早急に確認をしておかないと、8月25日ってもう1カ月もないわけなので、まあ8月25日に間に合うかはともかくとして、各自治体としては法律が今実行されている以上は準備を進めていかなければいけないだけに、本当に自分たちでできるのかどうかということを見極める意味でも重要なので、今、吉田さんが指摘した部分というのは早急に確認をしてください。

西泉市町村課長：

はい、わかりました。それと、通知の中に相当個別具体的な項目が出ておりますので、またお配りさせていただいて、また見ていただいて、またちょっと確認する必要のある事項ありましたらお問い合わせいただければと思います。

不破会長：

はい、ありがとうございます。続きまして、今度資料3に移ります。これは私どもの方から県を通じて照会をいただいた件なんですけども、一つは総務省への照会事項でございます。

片山総務大臣が6月5日に「4情報は公開情報である」という発言をしておられます。また7月2日のNHKで放映された総務大臣のご発言の中でも「4情報は公開なんだし」という発言を繰り返し総務大臣はしておられます。また7月9日にも公開ということではありませんが、「漏れたってどうということはないんです」という発言をしておられまして、これ繰り返し、1回ならばまだいいんですけども繰り返し発言しておられますので、私どもは本人確認情報は守らなければいけないという趣旨でこの審議会が設置をされて活動をしておりまして、そうではないんですかということ、また公開なんですかということについてご確認をいただいたところでございます。これについてご報告をお願いいたします。

西泉市町村課長：

今、不破会長からお話がありましたように、不破会長のご指示で片山大臣の発言について2つほど照会いたしました。その回答はこの1ページ、資料3の1ページの後半にあるとおりでございます。以上でございます。

不破会長：

お読み上げいただけませんか。

西泉市町村課長：

はい。まず1つ目ですね。1番。

「総務大臣は、4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）が住民基本台帳法第11条の規定により、『何人でも閲覧を請求することができる情報である』こと及び住民基本台帳法第12条の規定により、『何人でも（特別な請求なし）に住民票の写しを請求することにより得ることができる情報である』ことを指して、『公開情報である』と説明しております。住民基本台帳制度やその前の住民登録制度の基本原則として、住民基本台帳が公開され、居住関係の公証に役割を果たしてきており、現行の住民基本台帳制度も原則公開の立場に立つものと認識しております。したがって、4情報は『閲覧情報』であり、かつ『公開情報』であると認識しております。」

2つ目です。

「総務大臣は住基ネットの本人確認情報について、『危ない、危ない、安全でない、漏れいしたら大変だと言うが、たったの4情報なんです。私は国会でも言っているんです。名前に住所に性別に年齢なんです。漏れたってどうってことはない。そんなこと私が言っははいけませんからね。漏れたら困るんだけど。この4情報に番号がついてる。変更した場合の変更情報がついてる。番号は本人が望めば変えることもできる』と発言したと聞いております。」

裏面でございますが、「これは1のとおり、4情報は『公開情報』であるとともに、住民票コードは理由のいかなを問わず変更することが可能であることを踏まえて発言したものと考えられます。しかし言うまでもなく、住民基本台帳法や住基ネットセキュリティ基準等に個人情報保護やセキュリティ対策のさまざまな措置を規定しており、実際にさまざまな個人情報保護措置やセキュリティ対策を講じております。このように当然、総務大臣、総務省としても本人確認情報の保護が重要であるという認識を持っております。」以上でございます。

不破会長：

はい。公開という言葉の定義が難しいとは思いますが、総務省のご回答にも、閲覧を請求することができる情報であると。また、住民票の写しを請求することにより得ることができる情報であると。あくまでも「閲覧情報」であるという趣旨のご回答であるというふうに認識しておりますけれども、それでよろしいでしょうか。いわゆる公開という意味が請求しないともらえない情報であると。つまり、役場に行って掲示板に張ってある情報ではないよと。

西泉市町村課長：

そういう趣旨かと思えますけれども、ここにもございますとおり、現行の住民基本台帳制度も原則公開の立場に立つというものと認識しておりますと、こういったことも含めて「閲覧情報」であり、かつ「公開情報」であると認識しておりますという答えがあるのかなというふうに思います。

不破会長：

それともう1点。漏れてもどうってことないんですというのは、少し踏み込みすぎたご発言で、あくまでも本人確認情報の保護が重要であると。ですから、今我々が審議しているこの本人確認情報の保護ということは総務省もご認識をいただいているということでもよろしいでしょうか。

西泉市町村課長：

はい、これもここにありまして法律、そしてさまざまな基準等にセキュリティ対策ということを

やっておるわけですので、この一番最後にありますとおり、本人確認情報の保護が重要であるということの認識は全く同じではないかというふうに思われます。

不破会長：

そうなりますと、もう一度こちらの資料、住民説明の中で使いました資料で、9ページのところにあります住基関係ネットワークのイメージ図というのがこの資料にあります。総務省もおっしゃられたとおり住基データ、ここに書いてあります住基データというのはこの本人確認情報ということなんですけども、この住基データを守ることが住基ネットを守ることになるということによろしいですね。住基ネットを守らなければいけないというのは、あくまでもこの住基データが漏れないようにしなければいけないと。それは総務省さんがご回答の中でありますように、本人確認情報の保護が重要であるということですので、住基データが漏れたら大変だよということはよろしいですね。

西泉市町村課長：

その理解でよろしいかと思うんですけれども。

不破会長：

はい。つまり守らなければいけないのは、ネットワークの何か装置であるとか、そういうものを攻撃されて壊されることを恐れているということではない。守らなければいけないのはまさにこの住基データそのものであると。本人確認情報そのものが守る対象であるということで、私どもはこれまでも審議をしまいましたが、このご理解は総務省と一致しているという判断でよろしいですね。

西泉市町村課長：

ええ、よろしいと思います。

不破会長：

はい、ありがとうございます。ですから9ページのところにあります、市町村のCS、県サーバ、そして全国センター、それぞれのところに住民のこの守らなければいけない住基データそのものが入っているということですので、守らなければいけない装置というものを特定するとしたら市町村にあるCSであり、県にある県サーバであり、全国センターにある装置であると。そして守らなければいけないものそのものは、この住基データそのものであるという認識で、私どもも総務省も一致しているというふうに理解をさせていただきたいと思っておりますけども。

清水委員：

いいですか。ちょっと強引だと思うんですけども、そのまとめ方というのは。私は法律は特に住民票コードについては抜け道もいっぱいあるんだけど、基本的にはこれは他人に知らせないように、行政も目的以外に使わないようにということで規定を結構書き込んでいるので、わりと重要なものだなというふうに法律の条文は一応は位置付けているという気はします。しかし、この資料3の1ページの側の下の回答内容の2に書いてあるこのかっこ書きの中の文章を読むとですね、トータルとしてこれが重要な個人情報だというふうに読む人はあまりいないんじゃないでしょうか。「私が言うてはいけません

からね。漏れたら困るんだけど、」というような言葉尻はありますけれども、その後の言葉にしても、「番号だって本人が望めば変えられるんだよね」っていう言い方というのは、いや、知られたってどうってことないよっていうのは、普通そういうふうを読むんじゃないですか、日本語としては。ですから、私は法律は確かに民間への利用も認められるような部分もあるので、法律の条文問題はあるかと思いますが、でも基本的には法律は、住民票コードについては特に第三者が勝手に利用しないようにというような書きぶりには作ってあるとは思いますが、この大臣の発言は法律から外れているというふうに思います。わかったってそんなの変えればいいじゃないかっていうことであるならば、それほど保護することはないんじゃないのって普通にこれは読むものであって、市町村課のほうから無理やり回答をいただきましたけども、私は法律の本来の考え方とこの大臣の答えというところに齟齬があって、しかしやはり私はこれは失言だと位置付けるべきであって、総務大臣にはせめて法の趣旨に沿った範囲内で答えていただきたいなというふうに思います。

不破会長：

いずれにしても、ただここで我々がやらなければいけないことは、住基ネットとは何なのかっていうことを定義しないと、住基ネットに外から攻撃があるとかっていうものがあいまいになってしまうわけですね。そういう意味で住基ネットとは何なのかということの定義をしっかりとしなければいけない。それは、この法務省のところの回答の最後にあります、本人確認情報の保護が重要であるということ。それがまさに私どもと一致しているところで、その趣旨からいうと、住基ネットとは何か。それは住基データそのものであると。住基ネットを守るというのは住基データそのものを守るということで、そうすると、守る対象が住基データがあるものは守らなければいけない、しっかりと守らなければいけないということで、住基ネットそのものを定義をしっかりとしておきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

佐藤委員：

いいですか。どうもちょっと腑に落ちないんですけども、本人確認情報の保護が重要であるという総論ではよろしいんですけど、その対象としての内容は4情報であると。つまり、もう既に閲覧ができて、なおかつ公開情報と認識されてるということは、これは誰でも見れるということですから、そのことが漏れいされたら困るというようなふうに認識されてるとは思えないんですけどね。本人確認情報の保護が重要ってことは基本的に漏れいされないように、あるいはよそから見られないようにという対策をとるべきなんですけども、その対象としての4情報は閲覧で誰でも見てもいいものなんだからっていうことは、あんまり重要とお考えじゃないというふうに私はとれます。

この問題の本質は、そこよりも4プラス2、つまり住民票コードがついていることによって、そこまでは閲覧とか公開はこれは認められてない。住基システムはそのコードを含めて機能をしているんだというところの感覚がですね、ちょっと足りないんじゃないかと思うんですよ。コードをつけることによっての、いわゆるデータの意味というものが変わってくるので、従来のように、例えば閲覧情報4情報にですね、コードをつけて閲覧してもいいですかという制度をもし作りますかって言ったら、これ大反対になるはずなんです。そのぐらいコードが重要なんで、だから今でも問題あると思いますが、一応4情報に関しては閲覧だということで社会的には認知をされている。そこにコードをつけて誰でも見てもいいということには絶対ならない。そのぐらいにコードがつくことが重要なんで、その住基ネット

というのは、そのコードを付けてセットで動くんで、そこまで含めて本人確認情報ですから、ちょっとそういう意味ではコードが簡単に変えられるからいいっていうのは、これは論外だと思いますけども、この住基ネットの持つ意味というのはですね、その住基コードがつくことによるそのデータの重みというものをもう少しちゃんととらえて、そこまで含めて守るということをですね、やっぱり認識をした上でシステムを作らなければいけないだろうと思いますね。

その対象としてのものがサーバとか物理的なものではなくて、まさにそのデータそのものであるという認識、これは非常に正しくて、我々もそういうことで、ですからそのデータを管理してるのは県でもL A S D E Cでもあると同時に、なおかつそれぞれの市町村のC Sサーバであり、あるいは住民台帳のデータベースであるという、その末端まで含めて非常に重要だという認識なんで、そのところは脆弱であるとネットワーク全体が成り立ちませんよということを我々は主張しているということですから、そのデータが非常に重要であるということに関しては非常に大賛成です。以上です。

不破会長：

はい、ほかにご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

清水委員：

よろしいですか。佐藤さんに言われて改めて資料3の2ページの一番上の2行を見るとですね、読むと、まあ、どうってことないんじゃないのっていう意味ですよ、これは。「4情報は『公開情報』であるとともに、住民票コードは理由のいかんを問わず、変更することが可能であることを踏まえて発言した」と。変えられるんならばれたって大丈夫じゃないかっていう意味だと思うんですよ。私は先ほども言いましたように、法律はここまですんなり作り方はしてはいないけれども、運用する側のトップの意識が法律をさらに緩めてしまっているというか、ルーズにしてしまっている。それがセキュリティの問題にかえてきたときに、3、2、1のようなずさんな分け方にしている、すべてあれも自己申告であるし、運用というのについても運用のレベルというのは問うてないわけですね。運用してるかしてないかっていうことだけであって、どういうレベルでやってるかということは何ら検証されていない。1も2も、しかもまだたくさんある状況の中でOKを出すような状況というのは、私は法律の条文構成からすれば、こんな状況で第2次稼働がスタートすることは法律は予定していないんじゃないかとさえ思います。

不破会長：

はい、わかりました。今回私のほうで総務省に見解を求めたのは、まず住基ネットとは何ぞやというその範囲をはっきりさせたいというのが大きな目的にございましたので、その意味では各委員、ご意見同じということでよろしいでしょうか。データそのものが守らなければいけないものであるということでもよろしく願いいたします。

次に資料4のほうに移りたいと思いますけども、地方自治情報センターへの照会事項のほうに移らせていただきます。照会事項については資料4にございますので、これについてはまず説明をこの場でさせていただきたいと思います。

照会は大きく分けて2つございます。1つは住基ネットのセキュリティについての照会でございます。もう1つは住基カードについての照会でございます。まず住基ネットのセキュリティについては吉田委

員さんのほうからちょっとご説明いただけますでしょうか。何を聞いたのかという解説をお願いしたいんですけども。

吉田委員：

それでは資料4の一番上から説明したいと思います。まずはですね、住基データのサーバ内にある住基6情報自体が暗号化されてるのかいないのかということですね。暗号化されている場合は鍵がいりません。その鍵がないと暗号を元に戻せないという理屈になっているので、その鍵はどこで管理しているのか、誰が操作できるのかというあたりを1番で聞いています。

それから2番目は操作用のカード。住基の端末を操作する人間はですね。専用のオペレーターカードというものを使ってその端末にログインすると。その端末のパスワードを使うと住基端末が操作できる環境になるんですけども、その操作そのものがですね、端末に対してのアクセスをするため、端末に操作するためだけのものなのか、あるいはそのCS、住基サーバと接続するところまでの認証をしているのかというあたりを確認しております。単にアプリケーション、住基のサーバに接続するためのプログラムを動かすためのものなのかどうなのか。ICのオペレーター用のカードの実態の利用というものはどういふようになっているのかというお話。

3つ目ですけども、住基端末が専用機であることということになっているんですが、住基のオペレーションをする端末というものは、インターネットに接続をしたり、あるいは業務でですね、表計算だとかワードプロセッサのようなものを使うためのものではないので、もしそういうものが使ってあればですね、ウイルスだとか、それからワームのようなものにかかる危険性というのが非常に高いので、専用の端末であるということが本当にきちんと行われているのかどうか。

4つ目になりますけれども、さらに先に続いた話ですけども、住基サーバのほうですね。住基以外の業務アプリケーション、インストールすることはできるんですかと。要するにですね、住基用のサーバだけということ動いているということになっていきますけれども、住基以外のプログラム、例えば町村内のグループウェアだとかですね、皆さんの誰々がどこへ行ったとか、こういう情報がありましたというような掲示板情報がありますけれども、それが一つのサーバの中で動いているのかいないのか、あるいは動かしたりすることができるように技術的になっているのかいないのかを確認しています。

それから5つ目は、ファイアウォールの監視。住基ネットではファイアウォールがあると安全だということになっているんですけども、それぞれの全国センターから常時監視しているファイアウォールってというのは、どこまでの範囲のファイアウォールを指しているのかという質問をしています。つまり、自治体の中にはインターネット接続をしているんだけど、インターネット接続をするところにファイアウォールがあれば安全だという認識を総務省は言っていますけれども、じゃあ、そのファイアウォールも全国センターで監視している対象になっているんですかという質問をしています。要するに全国センターが監視していると言っているファイアウォールの範囲というのはどこまでなのか。これを確認するにはですね、この資料のですね、説明会で使った資料の9ページのほうを見ていただければ、ファイアウォールの番号がAからEのセグメント単位に分かれていて、番から番までこの絵には入っています。実際には全国センターの直前にファイアウォールが7番目に存在しているはずですけども、このあたりのですね、ファイアウォール、要は番は対象ですか、番は対象ですか、あるいは番、番だけですかとかがあってというのがはっきりしたいということで5番目の質問になっています。

不破会長：

あと、これについては何を対象としていますかということと、そのファイアウォールの何を監視しているのかという監視の項目も聞いておりますよね。

吉田委員：

はい。そうですね。監視体制と監視の範囲、ここまで体制を含めて聞いています。それから6番目。

不破会長：

すいません。5番の何を監視しているのかというのは、情報政策課さんの以前のお話で、私はここに、説明会には書いたんですけども、今総務省から明らかになっているのでいくと、番、番、番というふうに聞いていて、総務省もそのような説明をあちこちでされているということによろしいでしょうか。情報政策課さんお願いします。

情報政策課：

今のところはですね、6月5日に総務省が、長野県本人確認情報保護審議会の第1次報告にかかわる総務省の考え方というのを示しておきまして、その中でですね、住基ネットは次のように堅牢（けんろう）に守られて極めて安全なシステム。1といたしまして、指定情報処理機関のネットワーク監視室が監視するファイアウォールをCSのネットワーク方向、それから都道府県…、

不破会長

つまりそれが 番ですね。

情報政策課：

そうですね。それから都道府県サーバと指定情報処理機関サーバの全方向に設置というふうに…、

不破会長：

それが 番と 番ということですね。

情報政策課：

そうですね。…設置し、不正な通信がないか24時間常時監視というふうになっておりますので、今会長がおっしゃるような話になろうかと思えます。

不破会長：

総務省の見解では、監視してる対象は 番、 番、 番であると。

情報政策課：

そうです。

不破会長：

番、番と番は監視はしていませんと。

情報政策課：

この考え方を見る限りではそういうことが言えるかと思います。

不破会長：

あと、聞いておりますのは、監視といっても一体何をめているのかということによろしいですかね。

情報政策課：

そうですね。

不破会長：

申し訳ありません。

吉田委員：

はい。続けて6番にまいります。不正侵入検知による監視についてです。この不正侵入検知の設置場所はですね、どこにあるのかというお話です。それは全国センターのファイアウォールの全国ネットワーク側なのか、それともどこにあるのか。それから不正侵入検知システムで監視している通信というのは、全国サーバに届くものだけなのか。要はイン・カミングなのかアウト・ゴーイングなのかという話なんですけど、そのあたりの詳細。それから都道府県ネットワークの中を流れる市町村・県間、さっきのファイアウォールの図面でいいますと、A・Bに流れているところの通信というのは全国センター側でIDSの監視対象としているのかどうかですね、このあたり。それから不正侵入検知システムのアラート、警告の分析がどのようにしているのか。それからファイアウォールのログとの相関分析は行っているのか。何をもちって不正侵入と判断しているのかという、いわゆるコンフィギュレーション（configuration：配置）のレベルのお話の質問です。

それから7番目。住民基本台帳ネットワークシステムの範囲。さっきお見せしたこの9ページ目の下の絵なんですけれども、市町村のCSを含むものを総務省側、全国センター側から見た住基ネットワークシステム、ネットワークシステムというのはどこからどこまでを判断しているのかという質問です。庁内LANを利用して接続するCS端末を含むかというお話なんですけど、説明すると、AからEまで、これはすべて住基ネットワークシステムだという認識を私は持っているんですけれども、監視している対象がA・B外れているということになると、A・Bは国側からすると住基ネットワークシステムではないのかどうか、そのあたりを質問しております。

不破会長：

これは先ほど総務省の照会を経て、ここの中では住基データそのものが総務省も私どもも守らなければいけないものであるということであると、守らなければいけない住基ネットというのはBは含まれるべきであるというふうに思っておりますし、そうでなければさっきの話は成り立たないことになってしまいますので。

吉田委員：

はい。それから裏のほうにまいりまして、8番目になります。媒体交換方式を採用する市町村の2次稼働時の手順。ほかの市町村からデータ送信の要求へ対応する場合ですね。媒体交換方式により既存住基とCSのデータを連携させる必要があるか。それからもう一つは、市町村からのデータの送信要求というのは住基サーバ上で認知されると考えていますが、媒体交換方式の場合、住基端末はそもそも庁内ネットワークを利用して接続する形態はあり得ないと考えているのかということなのです。あと住基カードのほうも、ここまでいいですか。

不破会長：

じゃあ、ちょっとそれは私のほうで説明させていただきます。住基カードにつきましては、7月17日に県のほうから照会をしていただいております。4つ質問をさせていただいておりますけども、1つ目は住基カードはあらかじめ内部の読み出し不可能な領域に秘密鍵を格納した状態で供給されておりまして、外部からデータを与えると内部の演算回路により、この秘密鍵を使ってデータを暗号化して出力する機能があると。この暗号方式は公開鍵暗号なのか共通鍵暗号なのか、基本的な暗号方式についての質問が1番目です。これによって、この住基カードで一体どんなことをやろうとしているのかということがわかってまいります。これによって、ただ単にデータの取得を目指すものなのか、なりすましや認証といったものまでここでやろうとしておられるのか、そういうことを問うている問題でございます。

2番目で公開鍵暗号方式である場合は、RSA暗号という方式なのでしょうか、楕円鍵暗号なのでしょうか。また鍵のビット長はどれだけでしょうか。これは暗号方式の強度、暗号の強度というものを教えていただきたく聞いたことでございます。また、秘密鍵、公開鍵のペアというものが公開鍵暗号では重要になりますけども、この鍵のペアは誰が作成するのでしょうか。市町村が作成するのか県が作成するのか国が作成するのか、もしくは個人が作成するのでしょうか。さらにこの公開鍵は誰が知っているのでしょうか。利用者はこの鍵ペアを知ることができるのでしょうか。個人が作成するものじゃない場合は、その所有者である個人は鍵ペアそのものを知ることができるのでしょうか。また自分で独自に鍵を作成してカード内の鍵を交換できるのでしょうか。自分以外のものが作成した場合は、ここで定められていることは、自分以外のものが作成した場合はその秘密鍵はちゃんと作成した側で破棄してくれるのか。住基カードに書き込んだ後、正しく作成者は秘密鍵を忘れてくれるのかどうか。これが非常に大事な点でございます。これを忘れないでどこかに記録で残ってしまいますと、これによる認証そのものが全く成り立たないものになってまいりますので、そのことをお聞きしております。また、どうも私の鍵のペアは危ない、どうもどこかで漏れている気がするというふうに思った場合に、自分でその鍵のペアの交換を申し出ることができるのか。その場合も同じように、自分が納得するかたちで作成された秘密鍵を作成者はちゃんと忘れてくれるのかということをお聞きしたいとさせていただきます。

3番目も同等で、共通鍵暗号方式で使っている場合のその暗号の鍵というものはどれだけの長さで、さらに鍵を利用する利用者にとって誰だれが作成するのか、利用者はそれを知ることができるのか、交換が可能かということをお聞きしております。

4番目はカード内の演算回路を使って暗号化する際のデータの受け渡し方などのインターフェース規格は公開されているのでしょうか。これは、他人にまたここでインターフェースの部分で漏れいすることがないように仕組みができてきているのかどうか。こういうことを教えていただきたいということで質

問をさせていただいております。

以上の地方自治情報センターへの照会事項につきましては、1番目の住基ネットのセキュリティについては週明けに文書で回答する旨の連絡がございましたということです。これは昨日あったんですか、この連絡は。はい。また住基カードにつきましては、これも昨日回答があったわけですね。この部分はセキュリティ上の問題がございますので、この審議会を非公開とさせていただいた上で、その回答についてご報告をいただきたいと思います。会議の冒頭で申し上げましたとおり、ここからの審議につきましては非公開で行うことといたしますので、傍聴の方におかれましては、申し訳ありませんがここでご退席のほどよろしくお願いいたします。

〔以降の非公開部分は掲載しておりません。ご了承ください〕

不破会長：

あと条例の改訂の問題はいかがでしょうか。清水さんのほう、条例の改訂問題は。

久保田文書学事課長：

前回の審議会でもご説明いたしました。知事の条例改正の方針に基づきまして、現在改正に向けた準備作業を始めてるところでございます。国の会議があったり、あるいは全国の会議がございまして、ほかの県でどんなことをやってるってというようなこともありますし、また前は清水委員のほうからも幾つか改正につきましてアドバイスもいただいております。またその後にもいろいろご連絡もいただいておりますので、そのことを含めまして、知事とまた相談しまして別の場っていいですか、私どもの個人情報の保護の関係については、別の私どもの審査会があったりいたしておりますので、そちらのほうを中心にまた検討を進めていきたいと、こういうふうに思っております。

不破会長：

清水委員のほうからありますか。

清水委員：

希望なんですけれども、それぞれ役割分担が一応違うといえは違うんですが、国が作った法律を眺めてみるにですね、コンピュータネットワークっていうものを考えないで法律を作っているという節が多分にあるもんですから、ぜひ個人情報の審議会ですか、そちらのほうと我々都合のつく範囲内でもいいかと思うんですが、意見交換の場というのを設けてもらえるといいかなというふうに思います。

不破会長：

はい。その他として何かご意見ございますでしょうか。知事のほうから。

田中知事：

今日はちょっと大阪、昨日午前中退院いたしまして、午後から仕事をしております。病室でも1日5

件～6件職員と打ち合わせをしたので病室でも公務だったようなものでございますけども。本日はちょっと田山（企画局長）と一緒に大阪のほうに出掛けておりますから、出席が途中からになりまして失礼いたしました。

1点、この場をお借りしてですね、ご存じのように、法律にのっとって皆さまの審議会を設置させていただいたわけでして、また皆さまの審議会から第1次報告というものが提出がされた以上、これは長野県はこれに対して何らかの判断をせねばならないわけなんでございます。このことは同時に何らかの判断をする場合に、市町村にもですね、ご説明をその何らかの判断をしなくちゃいけないわけでございます。この何らかの判断をした場合の説明の前に、第1次報告自体を市町村が的確にご理解をいただいているための説明をしたいということを私どもは再三申し上げて、町村会においては既に会として、的確にご理解いただいたかどうかは別としてでもですね、少なくともその理解をしようという意思を表示されてそうした場を設けられたわけでございますが、市長会に関しては、皆さまが各地で大変に熱意を持ってご説明いただいた場にも、私どもの職員が把握してる限りでは首長、あるいはその首長に準ずるような方々にご出席いただいたということはまだ確認できてないわけでございます。このことは市長会には再三私どもは、きちんと第1次報告に関してご説明をお聞きいただく場を設けてほしいと申ししておりますが、その要はないと、必要はないというふうにおっしゃってるわけでございますから、そのことはつまり、もう文書の上で既にその内容は十分に的確にご理解いただいているということなのかと。ただこれは、必ずしも国の言うことには県は黙って従えばよいというような、市長会の役職経験者の方のご発言も公的にございますので、必ずしもそうとは思えないわけなんでございます。仮に、万が一ご理解を少なくとも第1次報告の内容に関してですね、いただけていないとしますと、この第1次報告を受けての県の何らかの判断というものをですね、議論いただく土俵にすらお入りいただけないということになるわけございまして、それはすなわち私どもとしては、私どもが意図するところでは決してございませぬけれども、そのご理解を仮にいただけてないとしますと、私どもの側から、第三者的に見れば私どもが一方的にご説明をします。これは意図するところではございませぬが、せざるを得なくなると。あるいはまた市長会の方々としては、それが県の側からのミューチュアルな説明議論ではないかたちで行われることを先方は既にご承知なさっているのかと。ご承諾なさっているのかということにもなるわけございまして、改めてこの場で、今日ご出席ではありませんが、表現者の方々が多くご出席でありますのでですね、県知事として市長会の方々にそうした場をですね、早期に可及的速やかに設けていただくということを強く要望をいたしたいというふうには思っております。

本日も大変に濃縮された議論をいただき大変感謝を申し上げます。ありがとうございます。

不破会長：

はい。本日、大変活発なご議論をいただきましてありがとうございます。次回…、はい。

清水委員：

すいません。今知事が言われたことで思うんですけども、担当の職員がどこも困っているのに、首長さんはその人たちと話をしてくれているんだろうかってところが気になります。住基ネットをどう進めていくにしても、担当職員の方々が本当に困ってることは間違いなくて、財政的にもどう見ても大変な負担を負っていくという重要な政治課題であるにもかかわらず、担当職員の方とはどれほどきちんと意見交換をされているのかということが気になっております。説明会ではどこへ行っても職員の方は

非常に熱心だったし、いい意見を聞かせてもらったし、我々もたくさん勉強になったというふうに思うんですけども、首長さんと担当の職員の意識の落差と申しますか、まるでお互い背中を向いているようなこの状況というのをですね、どうやったら変えられるのかなというのが悩みでして、今知事からご指摘された問題点につきましても、市長会のほうは話を聞かないというふうに言われていますが、そこで働いている人たちというのは切実な訴えをしているわけで、このねじれと申しますか、ずれと申しますか、その部分がどうやったら我々に矯正できるのかなというのが非常に悩ましい問題だと改めて感じています。ねじれたまんまで進めるわけにもいきませんから、この8月ですべて問題は終わるわけでもありませんので、やはり首長と現場の職員、現場の職員の問題意識が首長にストレートに反映していくような橋渡しを我々としてどんなことができるのかなというのを改めて考えなければいけないかなというふうに思っています。

田中知事：

既に皆さまの報告の内容は各市町村長のほうには送付をしているわけでございまして、膨大な書類がえられるかとは思いますが、説明の改めての要がないということは、その内容に関してはご把握なさっていると認識せざるを得ませんが。他方で市長会等からは早期に接続をこのまますることを決断しなさいというようなお話にはなっておりますので、そこはまた委員の方々がどうご判断なさるかです。

先々週、全国知事会というのが岐阜の高山でございまして、片山虎之助大臣もご出席になられまして、冒頭30分ほど演説をなさったんでございますけども、10,000円の仕事をするのに100万円のセキュリティ費用、メンテナンス費用が掛かるのが住基であるというようなことをおっしゃっておりまして、大変驚きましたが、出席していた新聞記者等によりますと、これはもう既に何度もお話しになっている話なんだそうございまして、目新しくはないというようなことでございました。あとは、その4情報だけであるから何ら問題ないというようなこともおっしゃっておりました。

余談ではございますが、「地方分権を掲げて」という会だったんでございますけれども、冒頭12人発言した方を私がいろいろつらつらお顔を見ていると、12人最初の発言のうち7人は自治省ご出身の、旧自治省ご出身の方で、例外なく皆さまは1日も長く片山虎之助大臣には大臣をお務めいただけますよというエールを送っておりまして、私や橋本大二郎さんのような民間から来た者は、何か居心地の悪い感じではございましたけども。ご存じのように、今長野県が言うことは必ずしも市町村はそれを唯々諾々と従うわけではないという横の関係になっておりますが、国の言うことは県も唯々諾々と従えというところは市長会からは繰り返し言われているところでして、苦慮してるところでございます。

不破会長：

はい。よろしいでしょうか、はい。

櫻井委員：

長野市とか松本市で行いました集会にはですね、大変多くの方がいらして下さって、その中で寄せられた質問などに関しても中澤さんへの賛成論もありましたけれども、圧倒的多数はそうではなかった。それを見てもですね、やっぱりこの住民基本台帳ネットワークというのは一人ひとりの市民につながっている、一人ひとりの市民をつなげるものなんですね。それに関して、会場に来た方は圧倒的に多くの疑問を持っておられたということと、それからこれは1年前の世論調査ですけども、どのメディアの世

論調査を見ても65%から85%は反対というのがございました。やはり私は長野県がですね、これだけの調査をして、ほかのどの県よりも実態を把握した今ですね、この1次報告を読まない、もしくはこの審議会の意見を聞かないと決議した市長会っていうのは、果たして住民のほうを見て政治をしているんだろうかと聞きたくなるんですね。国というものは必ずしも国民一人ひとりを見る余裕はないわけですから、地方自治体っていうのは住民一人ひとりを見なければその存在意義がないわけですね。特に市町村というのはもっと密接に住民につながっていなければならないわけですね。この実態を見ない首長の皆さん方に、私はやはり審議委員のひとりとしてですね、この場を借りてですね、一体どこを見て政治をしようとしているのかということを知りたいというふうに思うんですね。答えは総務省の顔を見ることではないと思いますし、やはり見るべき視点というのは住民の気持ち、住民のメリット、住民が払う税金、その効率的なそして有効的な使い方は何かということだろうと思いますので、ぜひこの点は市長の方々にですね、お考えをいただきたいと強く要望したいと思います。

不破会長：

はい、ありがとうございます。5月の末に報告書を出させていただいて、その時点ではまだここが危険だよということを述べるにとどまっていた部分もございますが、その後いろいろ私どもも勉強会等を開きながら、じゃあどうすればいいという具体的なものも今提案もさせていただき、実際の市町村もその上で回らせていただいております。ぜひ私どもの真意をつかんでいただいて、一緒になって考えていくというふうになりたいと思っておりますのでどうかよろしく願いをいたします。

本日は大変活発なご議論をいただきありがとうございました。

次回なんですけども、8月に一度、また2次稼働もありますので開かせていただきたいと思います。それにつきましては、後でまた日程調整をさせていただきますので少しお残りいただきたいと思います。

以上をもちまして、第8回の長野県本人確認情報保護審議会を閉会にさせていただきます。どうもありがとうございました。

(以上)